解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年九月三日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

山形市大字古舘一〇九番地の二

古舘生産森林組合

清算人　平　英昭

解散公告（第一回）

当社団は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十七年八月二十六日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当社団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

東京都大田区池上六丁目二六番二二号

医療法人社団紫草会

清算人　茂野　卓

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

長野県長野市西和田一丁目三五番二号

長野県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　古厩　芳朗

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

鹿児島県鹿児島市中央町九番一号

鹿児島県トラック事業厚生年金基金

代表清算人　鳥部　敏雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十七年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右記期限内にお申し出がないときは清算から徐斥します。

平成二十七年十月九日

長野県長野市大字栗田字舎利田六五三番地

一三　北信越管工事業厚生年金基金

代表清算人　松澤　一男

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は平成二十七年九月十八日に厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目三番五号

メルコ連協厚生年金基金

代表清算人　星川　直志

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年九月九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原三六四番地

清算法人喜瀬武原土地改良区

清算人代表　外間　勝嘉

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年九月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

広島県広島市中区大手町五丁目一五番五号

全中国電気工事厚生年金基金

代表清算人　前村　隆規

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十七年八月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月九日

熊本県葦北郡津奈木町岩城五一〇番地

医療法人学而会

清算人　松本　央

第二十七期決算公告

平成二十七年七月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	五、九三九
固定資産	一、一六八
合計	七、一〇八

負債及び純資産の部

流動負債	二、一七九
賞与引当金	二五六
工事損失引当金	二
固定負債	三三一
株主資本	四、三八〇
資本金	四六〇
資本剰余金	三三七
資本準備金	二二一
その他資本剰余金	一〇五
利益剰余金	三、五九二
利益準備金	七三
その他利益剰余金	三、五一九
評価・換算差額等	二一五
その他有価証券評価差額金	二一五
合計	七、一〇八
	四三四

（注）当期純利益

平成二十七年十月九日

東京都港区新橋六丁目一番一一号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　新家　俊英

配当公告

三重県四日市市尾平町三七三〇番地六

破産者　亡服部月松相続財産

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十六年（フ）第一三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、四六五、六六七、七四三円

一、配当することのできる金額

金四五〇、二六一、〇一四円

平成二十七年十月九日

東京都千代田区麹町四―二―一　ＭＫ麹町ビル八階　麹町パートナーズ法律事務所

破産管財人　小林　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋栗田町二二三番地五、最後の住所秋田県秋田市新屋栗田町二番九号

被相続人　亡　石井　チヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

秋田県秋田市川尻みよし町一番四九号

相続財産管理人　弁護士　有働　悠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市八千代台北一五丁目八番、最後の住所千葉県佐倉市上志津一六五一番地七八

被相続人　亡　片岡　雅樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―五―七―一〇〇四　鶴見法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市宮前区土橋四丁目二番地五、最後の住所川崎市宮前区土橋四丁目四番地一一第二鷺沼グリーンヒル五〇五

被相続人　亡　大久保　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

川崎市川崎区東田町五番地三ホンマビル四階

相続財産管理人　弁護士　竹内　克己